

第 6 6 号議案

芦屋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令による介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける人員確保の対応として職員配置の柔軟化をする等のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例（平成26年芦屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（基本方針） 第2条 （略） 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）<u>第140条の6第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。 （職員に係る基準及び員数） 第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数<u>（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時</u>	（基本方針） 第2条 （略） 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）<u>第140条の6第1号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。 （職員に係る基準及び員数） 第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

改正後		改正前	
間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。) によることができる。次項において同じ。) は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) (略) 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。 3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。		(1)～(3) (略) 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。	
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は	おおむね1,000人	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2

改正後		改正前	
未満	2 人	未満	人
おおむね 1, 0 0 0 人以上 2, 0 0 0 人未満	第 1 項各号に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね 1, 0 0 0 人以上 2, 0 0 0 人未満	前項各号に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2, 0 0 0 人以上 3, 0 0 0 人未満	専らその職務に従事する常勤の第 1 項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人	おおむね 2, 0 0 0 人以上 3, 0 0 0 人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令による介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける人員確保の対応として職員配置の柔軟化をする等のため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 常勤職員の配置基準の柔軟化（第3条関係）

ア 地域包括支援センター運営協議会が、第1号被保険者数及び地域包括支援センターの運営状況を勘案し必要と認めるときは、常勤換算方法（※）により、常勤の3職種（保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）の職員を置くことができる。

※ 常勤換算方法とは、当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員数を常勤職員の員数に換算する方法をいう。

イ 配置基準の原則にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに3職種の常勤職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ常勤職員の配置基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤職員の員数の基準は、3職種のうちから2人とする。

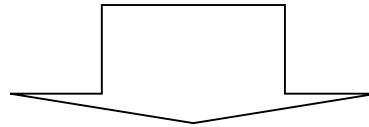
(2) 地域包括支援センター運営協議会の定義において引用する条項の整理
(第2条関係)

(3) その他規定の整理

3 施行期日
公布の日

常勤換算方法による職員配置（例）

職員 A	主任介護支援専門員等	週 5 日勤務＝ 1. 0 人（常勤）
職員 B	社会福祉士等	週 5 日勤務＝ 1. 0 人（常勤）
職員 C	保健師等	欠員状態



職員 A	主任介護支援専門員等	週 5 日勤務＝ 1. 0 人（常勤）
職員 B	社会福祉士等	週 5 日勤務＝ 1. 0 人（常勤）
職員 C	保健師等	週 3 日勤務
職員 D	保健師等	週 2 日勤務
		$\left. \begin{array}{l} \text{週 3 日勤務} \\ \text{週 2 日勤務} \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{週 5 日勤務（延べ）} \div \text{週 5 日（常勤の勤務時間）} \\ = 1. 0 \text{ 人（常勤換算）} \end{array}$

介護保険法
施行規則の改正

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする**

注) 市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施
- ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正）
 - ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正）

（厚生労働省社会保障審議会介護保険部会（第110回）資料から抜粋）

介護保険法施行規則新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(法第115条の46第6項の厚生労働省令で定める基準) 第140条の66 法第115条の46第6項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一 法第115条の46第5項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 <u>次のイからハまでに掲げる基準</u> イ <u>一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3千人以上6千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(地域包括支援センター運営協議会(指定居宅サービス事業者等(法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。))又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。))が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。ロにおいて同じ。))</u>は、原則として次のとおりとする	(法第115条の46第6項の厚生労働省令で定める基準) 第140条の66 法第115条の46第6項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一 法第115条の46第5項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 <u>次のイ及びロに掲げる基準</u> イ <u>一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3千人以上6千人未満ごとに置くべ専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。</u>

こと。

(1)～(3) (略)

ロ イの規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3千人以上6千人未満ごとにイの(1)から(3)までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれイの基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから2人とする。

ハ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

(1) (略)

(2) 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村又は地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であって、イの基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

(1)～(3) (略)

ロ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

(1) (略)

(2) 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村又は地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であって、イの基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者に

(3) (略) 二 (略)	より構成されるものをいう。以下同じ。)において認められた場合 (3) (略) 二 (略)
-----------------------------	---